

浦安市 避難所運営従事者保険のご案内

市では、避難支援活動に従事される地域の皆様が安心して活動に参加いただけるよう、市が避難支援者（自治会自主防災組織）を対象とした保険に加入しています。

制度の内容

避難支援活動に従事中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度です。

【損害賠償責任の事故】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

【ケガの事故】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ



対象となる避難支援活動

市長が避難情報を発令し避難所を開設している、災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況で、以下の避難支援活動に従事していること

- ・避難支援、避難誘導
- ・避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・安否確認
- ・出火防止など最低限の初動
- ・負傷者の救出、救護
- ・情報の収集、伝達
- ・飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・上記以外の避難支援に類する活動
- ・避難訓練（避難訓練の場合は発令等不要）

※平時の見守り活動は対象となりません。

補償の対象とならない場合



（避難支援者のケガの補償）

- ・故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・頸部症候群、腰痛等で医学的他覚初見のないもの
- ・妊娠、出産、早産または、流産
- ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど危険な運動をおこなっている間の事故
- ・職業または職務に従事している間の事故
- ・単独で避難している際の事故等
- ・消防団として活動している際の事故等
- ・地震、噴火、津波に起因する損害

（賠償責任の補償）

- ・故意
- ・地震、噴火または津波による損害
- ・核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ・心神喪失に起因する事故
- ・航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ・人または、動物に対する診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検査に起因する事故
- ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ・専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故
- ・交通事故の自車両の費用及び相手方（同乗者）への賠償（自動車保険の補償対象となります）
- ・以下の方への賠償は補償されません
被保険者の配偶者
被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（※2）
被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
(※2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。（民法725条）



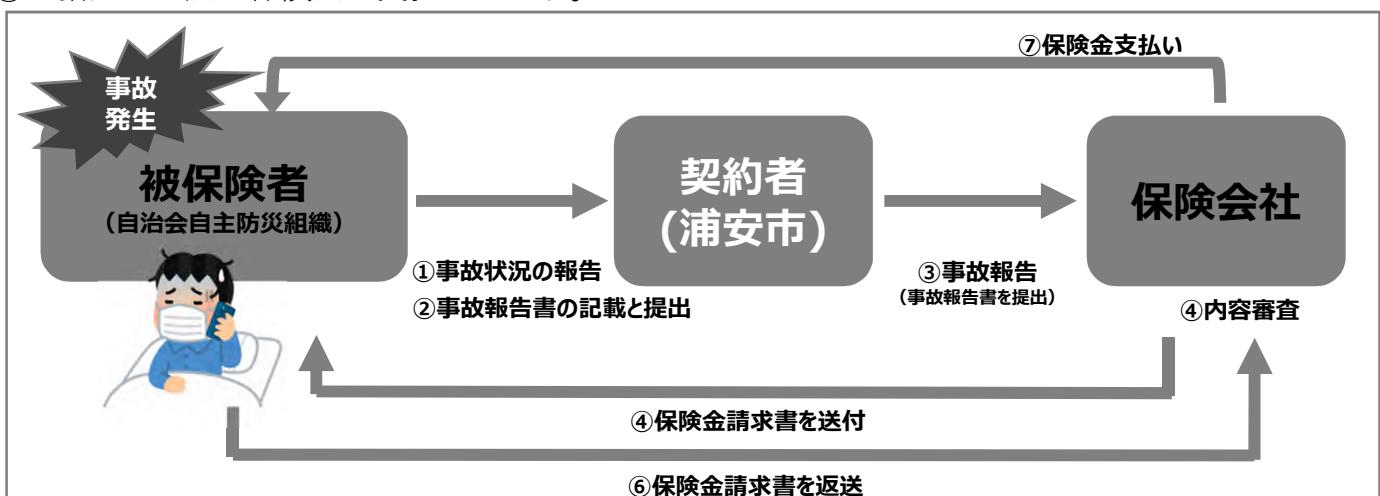
※保険での対象になるかどうかの判断は、保険会社が判断をおこないます。

補償の内容

	保険金の種類	保険金額
ケガの補償	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	500万円（最大）
	入院保険金額（日額）	5,000円
	手術保険金（1回あたり）	入院中の手術 50,000円
		外来の手術 25,000円
	通院保険金額（日額）	3,000円
賠償責任の補償	保険金額（1事故・期間中限度）	3億円

事故が発生した場合

- ①浦安市危機管理課までご連絡をお願いいたします。
- ②事故報告書兼確認書（市公式ホームページ掲載）を市へご提出ください。
(治療先の領収書、賠償事故の場合は写真なども合わせてご提出ください)
- ③市から保険会社へ報告し、保険で対象となるかどうかを審査します
- ④保険で対象となる場合、保険会社から被保険者の方へ保険金請求書をお送りします。
- ⑤所定の項目を記載のうえ、保険会社へ返送してください。
- ⑥ご指定の口座に保険金が支払われます。



【ご注意点】

- ・賠償事故の場合、相手方との示談交渉はおこないません。
(浦安市公式HP)
- 被保険者ご本人におこなっていただく必要があります。
こちらのQRコードからも
最終的な有無責判断は保険会社にておこないます。



【問い合わせ】

浦安市総務部危機管理課 地域防災係

住所：浦安市猫実一丁目1番1号

電話番号：047-351-1111（代表） 047-712-6899（直通）

E-mail：kikikanri@city.urayasu.lg.jp